

2022年6月7日

自治体議会議長様

2022年原水爆禁止国民平和大行進へのご協力のお願い

2022年原水爆禁止国民平和大行進
埼玉県実行委員会
代表者 伊藤 稔

謹啓

貴職におかれましては益々ご健勝にてご活躍され、地方自治の発展、住民の福祉と生活の向上、安全を守るために尽力されていることに対し、心から敬意を表します。

1958年より、核兵器の廃絶を求めて原水爆禁止国民平和大行進が毎年とりくまれています。被爆77年を迎えることとし、2022年原水爆禁止国民平和大行進が5月6日東京・夢の島から広島に向かうコースの出発を皮切りに、北は北海道、南は沖縄から、すべての都道府県を網羅し8月の被爆地広島をめざして歩みをすすめています。

今年の行進は、ロシアによるウクライナ侵略、核兵器使用の威嚇がされるもとで、戦争か平和か、核破壊の脅威を許すのか、人類の未来が問われる中での行進となりました。私たちは、世界の人々と連帯し、「戦争ではなく平和を」、「核による威嚇ではなく核兵器廃絶を」の声をひろげて歩き続けています。

埼玉県内では、「2022年原水爆禁止埼玉県国民平和大行進」が7月3日～25日まで取り組まれます。核兵器廃絶を願う県民・市民の声に応えて、例年にも増してお力添えを賜りたく下記の諸項目についてご支援・ご協力を願い申し上げます。

謹白

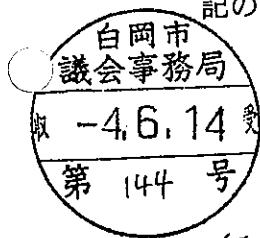
記

(1) 2022年原水爆禁止国民平和大行進を歓迎し、激励のご挨拶、行進への参加、あるいはメッセージを賜り、支持・協賛募金をお寄せ下さい。

(2) 「支持・賛同ペナント」にご署名いただき、行進団に託してください。今回より、広島の平和公園に寄せられた折鶴の再生紙でペナントが作られています。

(3) 8月の第10回NPT（核不拡散条約）再検討会議に向けた代表署名（別添）にご署名ください。署名は、会議議長に提出します。

(4) 被爆国日本の政府が核兵器の禁止・廃絶に役割を果たすよう、日本政府に核兵器禁止条



約の署名・批准を求める署名にご署名ください。4月22日、日本政府に第一次分として96万人分を提出しました。すでに署名されている場合は、署名の共同およびかけ人になってください。

(5) 核兵器使用の非人道性を次世代に伝えひろげるために、「原爆と人間」写真パネル、広島の高校生が作成した「原爆の絵」展をすべての小中学校や高校、公民館で開催してください。

(6) 唯一の被爆国である日本政府が積極的な役割を果たすよう、貴自治体として日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める「意見書」(別紙・例文)を提出してください。

<連絡先>

2022年原水爆禁止国民平和大行進埼玉県実行委員会

住所 埼玉県さいたま市浦和区2-3-10 黒沢ビル3B

TEL 048-767-8020

【自治体意見書・例文】

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結果をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「惡の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70か国、批准国は21か国にひろがっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、意見書を提出します。

年　月　日

内閣総理大臣

殿

外務大臣

殿

○○市町村長
(○○市町村議会)